

終戦後の日本分割統治計画

計画による統治区域



日本の分割統治計画とは、第二次世界大戦において、ドイツが降伏後米・英・ソ・仏4か国に分割統治されたように、本土決戦後の日本も北海道・本州・九州・四国を連合国それぞれが統治しようとした計画。

アメリカ国立公文書館に現存する計画書による日本の分割統治計画。東京は米中ソ英4か国、近畿と福井県は米中2か国による共同統治。

アメリカにある国立公文書館に現存する計画書^[2]によると、

- ・北海道・東北 - ソ連占領地域
- ・関東・中部（福井県を除く）及び三重県付近 - アメリカ占領地域
- ・四国 - 中華民国占領地域
- ・中国・九州 - イギリス占領地
- ・東京35区 - 米・中・ソ・英の共同管理
- ・近畿（三重県を除く）及び福井県 - 中華民国とアメリカの共同管理

という計画であった（地図参照）。

実際の歴史

連合国は第二次世界大戦中、日本が明治以降に「暴力的に獲得した地域」を連合国によって分割する方針を打ち出していた。連合国は日本降伏後、かかる地域を以下のように分割占領した。

◇ソ連

- ・南樺太（ポーツマス条約で獲得、内地、1943年3月31日までは外地）
- ・千島列島（樺太・千島交換条約で獲得、内地）
- ・朝鮮北緯38度線以北（日韓併合条約で獲得、外地）
- ・関東州（旅順・大連）（ポーツマス条約で獲得、租借地。1950年代に中国へ返還）

◇アメリカ

- ・朝鮮北緯38度線以南（日韓併合条約で獲得、外地）
- ・沖縄（琉球処分、内地）
- ・奄美（連合国は沖縄の一部と解釈）
- ・旧十島村は、軍政下に置かれた島（現十島村）とそれ以外の島（現三島村）に分割された。
- ・小笠原（明治に領有宣言）
- ・委任統治領南洋群島（ヴェルサイユ条約で獲得）

◇中華民国

台湾（下関条約で獲得、外地）

これらは、1945年（昭和20年）の日本降伏後に速やかに実行された。

これら占領地域には、日本が内地とした地域もあり、その点で言えば、日本領土は史実でも分割されている。しかし、本土決戦の回避により、上記以外の日本本土を構成する北海道・本州・四国・九州及び付属島嶼は、連合軍最高司令官総司令部（通称 GHQ、実質は米国）によって 1952 年（昭和 27 年）まで統一した占領統治下におかれ、分割されることはなかった。本計画では、これらの本土地域も細かく分割することになっており、この項目で指す分割とは、この計画を指している。

日本分割占領案については、早い段階から連合軍将兵にも伝わっており、中華民国軍の兵士の証言では、ルーズベルトが中国軍を日本占領統治に参加させることを決定したとの話が兵士たちの間に伝わると、多くの中国軍兵士がこれを喜び、日本に上陸した際にどのような行動をとるかについて話し合ったという^[1]。